



2022年5月20日

各 位

会社名 有機合成薬品工業株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 松本 清一郎  
(コード番号 4531 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役 専務執行役員 山戸 康彦  
(TEL 03-3664-3980)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について、2022年6月21日開催予定の第102回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、また、機動的な意思決定や緊急時の際に書面または電磁的記録により取締役会の決議があったものとみなすことができるよう、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (4) 取締役会の決議事項については取締役会を開催して決議することを原則としますが、より機動的な意思決定のため、緊急時や議案の内容に応じて書面または電磁的記録により、取締役会の決議があったものとみなすことができるよう、定款第25条(書面または電磁的記録による取締役会決議)の規定を新設するものであります。
- (5) 上記の新設(第25条)に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。

なお、本定款変更は、変更後の定款附則に規定された事項を除き、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月21日
定款変更の効力発生日	2022年6月21日

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="391 315 571 344">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="188 371 778 400"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="188 412 783 640">第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところによりインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="443 685 528 714">(新 設)</p> <p data-bbox="325 1039 635 1068">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="443 1090 528 1120">(新 設)</p> <p data-bbox="309 1366 647 1395">第25条～第37条 (条文記載省略)</p> <p data-bbox="443 1440 528 1469">(新 設)</p>	<p data-bbox="1066 277 1150 306">変更案</p> <p data-bbox="1011 320 1192 349">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="1066 371 1150 400">(削 除)</p> <p data-bbox="810 685 975 714"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="810 725 1406 835">第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="863 846 1406 996">2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="954 1039 1264 1068">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="826 1090 1264 1120"><u>(書面または電磁的記録による取締役会決議)</u></p> <p data-bbox="810 1131 1406 1326">第25条 本会社は、会社法第370条の規定に基づき、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p data-bbox="943 1366 1252 1395">第26条～第38条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="826 1440 895 1469"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="810 1480 1406 1630">1. 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="810 1641 1406 1792">2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="810 1803 1406 1912">3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以 上